

令和
三年
五條市議会第三回臨時会会議録(第一号)

令和三年七月二十日(火曜日)

議事日程(第一号)

令和三年七月二十日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の提出議案の説明
- 第四 議第四十四号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一 番	伊 谷
二 番	養 全
三 番	平 清
四 番	牧 野
五 番	吉 田
	正
	一
	司
	康
	司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田好紀	六番	窪秀
副市長	田見達哉	七番	岩本佳孝
教育長	堀内伸起	八番	福塚実
理事・総務部長（財政事務・新庁舎移転対策事務担当）事務取扱	南則行	九番	山耕司
市長公室長	井上昭	十番	吉田雅範
総務部長	松本成	十一番	藤田美恵
危機管理監	石田茂人	十二番	大谷龍雄
すこやか市民部長	田中久美		
あんしん福祉部長	名迫雅浩		
産業環境部長	平己富長		

事務局職員出席者

都市整備部長	上田 朗
教育部長	中本 賢
西吉野支所長	大垣 悟
大塔支所長	吉川 佳秀
水道局長	東 純司
会計管理者	小 比登
秘書課長	笹谷 森
企画政策課長	西本 久
財政課長	戸野 本
選挙管理委員会事務局長	櫻本 茂樹
事務局長	平田 耕一
事務局次長	馬場 雅樹
事務局次長補佐	辰巳 大輔
事務局係長	打集 和
速記者	柳ヶ瀬 五美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、令和三年五條市議会第三回臨時会を開会いたします。

本日、令和三年五條市議会第三回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本臨時会には、五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので御了承願います。この際、申し上げます。

六月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を議員席の前方の席に移動しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）改めまして、皆さんおはようございます。

本日、ここに令和三年五條市議会第三回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。初めに、静岡県熱海市で七月三日に発生した土砂災害により、多くの尊い人命が失われました。

亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を祈念するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていた、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会が、いよいよ来週から始まります。

東京では緊急事態宣言期間中の開催となりますが、感染防止対策をとりつつ、参加選手が活躍されることを期待するところであります。

さて、本臨時会においては、五條市議会議員の定数を定める条例の改正議案を提出しておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（山口耕司）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

十番	吉	田	雅	範	議員
十二番	大	谷	龍	雄	議員
一番	伊	谷	賢	司	議員

以上、三名の方をお願いします。

○議長（山口耕司）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る七月十二日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり本日から八月二日までの十四日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって会期は本日から八月二日までの十四日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げたとおりであります。

○議長（山口耕司）次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） それでは本臨時会に提出の議案について御説明を申し上げます。

議第四十四号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正につきましては、地方自治法第七十四条第一項の規定により、五條市議会議員の定数を定める条例制定（改廃）請求を令和三年七月五日付け受理したもので、同条第三項の規定により、意見をつけて議会に付議するものであります。

以上が、このたび提出いたしました議案の概要であります。

○議長（山口耕司） 市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（山口耕司） 次に日程第四、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一） 議第四十四号 五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） ただいま上程されました議第四十四号、五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二ページから六ページを御覧いただきたいと思います。

本案につきましては、条例改正の請求代表者から、五條市議会議員の定数を定める条例を改正する直接請求があり、これを受理いたしましたので、意見をつけて付議するものでございます。

以下、私の意見を申し上げます。

このたび地方自治法第七十四条第一項の規定に基づき、五條市議会議員の定数を定める条例を改正するよう求める直接請求がなされました。もとより、私は、議会議員の選挙制度について所見を申し述べる立場ではありませんが、同条第三項の規定により、以下の点について意見を付すものであります。

本請求は、本市の議会議員選挙において、二つの選挙区を設けること及び議員定数を現行の十二名から十名に削減することについて、関係条例の全部改正を求めるものであり、選挙権を有する者の総数の五十分の一の数である五百十七名を上回る五百五十八名の有効署名数をもって、令和三年七月五日付けで請求がなされております。

まず、選挙区の設置については、平成十七年九月の市村合併に伴う旧五條市及び旧西吉野村並びに旧大塔村による協議において、合併後、最初に執行される市議会議員選挙については、旧市村の区域を選挙区とする三選挙区制とし、それ以降については、一選挙区制により執行すると決定されております。

また、議員活動は全ての市域を網羅し、かつ、公正・公平に行われるものと承知しており、改めて複数の選挙区を設けることについては賛同できるものではありません。

次に、議員定数については、議会運営の在り方に関わる事項であり、議会改革の柱として従前より様々な議論を重ねていただいているものと考えておりますが、現職の議員が深く関与した官製談合事件を謙虚に受け止め、議会自らが襟を正すため、定数削減を審議することは重要なことであり、失われた市民の信頼を回復する一つの方途であると思慮するところであります。

なお、提出された条例案については、法制執務上の考え方に照らして、その記述形式を本市の現行条例に合わせた場合、別紙条文が適当と考えます。

以上の諸点を考慮され、市議会の責任のもとで慎重な御審議をお願いするものであります。

令和三年七月二十日 五條市長 太田好紀

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今回、提出されました議員定数に関する議案は、市民本位の市政を目指す上におきまして、大変重要な議題だと思いますので、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、質問項目を通告させていただきますので、その後、答弁をお願いしたいというように思っています。

御存じのように、この議案の提出は、市長の説明にもありましたように、地方自治法第七十四条に基づきまして提出されております。その

第三項には、「普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。」となっていますから、議員定数につきましては請求者が請求した議員定数をそのまま議会へ付議しなければならないという法律の制限はありません。しかし、市長の意見は、市長独自の見解を述べることができるわけであります。今市長から市長の意見の説明がありましたけれども、市長の意見のこういったことも私は大事だと思えますけれども、現在の五條市の現状において市議会議員の定数を何人にするのが一番妥当かということを考える上におきましては、やはりその考え方の基礎になるもの、基準になるものが私はあると思います。その基礎、基準について私の考えを表明しまして、市長の見解を伺いたいというふうに思います。

私の見解を申し上げますと、やはり基礎、基準はまず第一に、議会というものが地方自治法でどれだけ重要な権限と責任を与えられているかということをよくつかむということが大事ではないかと思えます。もう現状の、現在の市議会議員や、市長はじめ理事者の方は私の方から申し上げる必要もないと思いますけれども、地方自治法の中には第二節の「議会の権限」としてこのように表現されております。

地方自治法第九十六条、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」というところで、「第一号 条例を設け又は改廃すること。第二号 予算を定めること。第三号 決算を認定すること。第四号 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。」を議決しなければならないと、そのほか第五号、第六号、第七号、第八番号、第九号、第十号、第十一号……と、たくさんありますけれども、議会の責任で議決せなアカンこと、一番やはり大事なのは今説明したこのことではないかと思えます。これをやはり我々議員は片時もなしに頭から離さずに留めておく必要があるというふうに思います。

もう一つ議員定数を考える上での基礎、基準は、それはやはり五條市の財政規模、財政規模は大体人口に関係しておりますから、五條市の人口を基準にして、やはり何人が適当かということを考える必要があるのではないかと思えます。

もう一つの基準、基礎は面積ですね、広い市域で議員活動をする場合と狭い地域で議員活動をする場合におきましては時間、費用についてもこれは全然違ってくるわけでありますから、したがってこのことが大事ではないかと思えます。

またもう一つ参考として大事にしななければならないのは、五條市とよく似た人口の市や町の議員定数はどれぐらいかということ、奈良県で五條市の人口と類似した市、町の議員定数もやはり参考にする必要があるのではないかなと、そういうふうには私は考えるわけでありす

けれども、市長の見解を伺いたいと思います。

もう一つの質問は、選挙管理委員会への質問ですけれども、御存じのように選挙管理委員会はこの条例請求を受けたわけでありませうけれども、この条例請求をこの間審査されていたと思います。それは地方自治法第七十四条の三ですね、この三の中には、「左に掲げるものは、これを無効とすると、その第一号は、法令の定める成規の手続によらない署名、もう一つは何人であるかを確認し難い署名」というふうに法律にはなっていますけれども、この法律に基づいてこの間審査されてきたと思いますけれども、提出された署名の中で有効とみなした署名は何筆あるのか、無効とみなした署名は何筆あるのか、有効の署名の中で大塔町在住の署名は何筆あるのか、西吉野町在住の署名は何筆あったのか、旧五條市在住の署名は何筆あったのか、その辺をひとつ答弁いただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（山口耕司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 先ほど申し上げたとおり、議会議員の選挙制度については私が所見を申し上げる立場ではない、議会が決めることであるということだけを御認識願いたいと思います。ただし同第三条の規定により意見を付すということで、先ほど私が述べたとおりであります。以上です。

○議長（山口耕司） 櫻本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（櫻本茂樹） 失礼いたします。

十二番大谷議員の質問に答えさせていただきます。

今回提出されました有効署名数は五百五十八、無効署名数は二百四十九です。その有効署名数の中で、旧の五條地区は五百四十四、西吉野地区につきましては十三、大塔地区につきましては一。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今市長から答弁があったわけでありませうけれども、私としては先ほどから申し上げました五條市の現状から考えて、議員の定数は何人が必要なのかということにつきましては、先ほど申し上げました私の見解に基づいて、八月二日の本会議では私の態度表明をさせていたいただきたいというふうに思います。

選挙管理委員会事務局長の今の答弁ですけれども、無効が二百何ぼでしたね、一生懸命集められたわけでありますけれども、ちょっとびっくりしているわけであります。しかし結果として有効になっているわけでありますから、この皆さん方から提出された条例制定の請求というものは私としてはやはり真剣に受け止めて今後の五條市政、五條市の議会運営に生かしていかなければならないというふうに感じているところです。

以上です。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は地方自治法第七十四条第四項の規定により、審議を行うにあたり、条例改正請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないことになっております。

お諮りいたします。条例改正請求代表者の意見を述べる機会は、来たる八月二日、午前十時からの本会議においてその代表者から十五分以内で発言を願うことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって条例改正請求代表者の意見を述べる機会は、来る八月二日午前十時からの本会議において、その代表者から十五分以内で発言を願うことに決しました。

○議長（山口耕司）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

あす二十一日から八月一日までは休会とし、次回八月二日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日はこれもちまして、散会いたします。

午前十時二十二分散会